

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人津別町社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 北海道網走郡津別町字幸町 41 番地
- (3) 電話番号 0152-76-1161
- (4) 代表者氏名 会長 山田 英孝
- (5) 設立年月日 平成 2 年 3 月 26 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 居宅介護 重度訪問介護 行動援護
平成 30 年 12 月 25 日指定 事業所番号 0115200164
- (2) 事業所の名称 社会福祉法人津別町社会福祉協議会
指定障害福祉サービス事業所
- (3) 事業所の所在地 北海道網走郡津別町字幸町 41 番地
- (4) 電話番号 0152-76-1161
- (5) 事業所管理者氏名 門脇 隆司
- (6) 開設年月日 平成 19 年 1 月 1 日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域
津別町内一円
- (2) 営業日及び営業時間
営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、12 月 30 日から 1 月 4 日までを除きます。
営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
サービス提供時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。なお必要に応じ通常の営業時間を超えてサービスを提供できるものとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、指定訪問介護サービスを提供するため、次の職員を配置しています。

職 種	人数	
1. 管理者	1 名	従業者に事業所運営に必要な指揮命令を行う。
2. サービス提供責任者	1 名	介護福祉士。利用の申込みにかかる調整、訪問介護員に対する技術指導、居宅介護計画の作成等を行う。
3. 常勤ヘルパー	4 名	介護福祉士 4 名。訪問介護の提供を行う。
4. 非常勤ヘルパー	1 名	訪問介護の提供を行う。

※常勤ヘルパーにはサービス提供責任者を含む

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

<サービスの概要>

① 居宅介護計画・行動援護計画の作成

② 身体介護

食事の介護、排せつの介護、衣服着脱の介護、入浴の介護、
身体的清拭・洗髪、通院介助、その他日常生活を営むために必要な身体
の介護

③ 家事援助

調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除、整理整頓、
生活必需品の買物、関係機関との連絡、その他日常生活を営むために
必要な家事の援助

④ 行動援護

予防的対応、制御的対応、身体介護的対応

⑤ 生活等に関する相談助言

<利用料金>

障害福祉サービスを提供した際は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者から市町村
が定める負担金上減額の範囲内において利用者負担金の支払を受ける。

「訪問介護料金」(日中のみ)

区 分	時 間	基本料金	利用料
身体介護	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,020円	402円
	1時間以上1時間30分未満	5,840円	584円
	1時間30分以上2時間未満	6,660円	666円
	2時間以上2時間30分未満	7,500円	750円
	2時間30分以上3時間未満	8,330円	833円
	以降30分増す毎に83単位を加算	+830円	+83円
家事援助	30分未満	1,050円	105円
	30分以上45分未満	1,520円	152円
	45分以上1時間未満	1,960円	196円
	1時間以上1時間15分未満	2,380円	238円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,740円	274円
	以降15分増す毎に35単位を加算	+350円	+35円

通院等介助 (身体介護を 伴う場合)	30分未満	2,550円	255円
	30分以上1時間未満	4,020円	402円
	1時間以上1時間30分未満	5,840円	584円
	1時間30分以上2時間未満	6,660円	666円
	2時間以上2時間30分未満	7,500円	750円
	2時間30分以上3時間未満	8,330円	833円
	以降30分増す毎に83単位を加算	+830円	+83円
通院等介助 (身体介護 を伴わない 場合)	30分未満	1,050円	105円
	30分以上1時間未満	1,960円	196円
	1時間以上1時間30分未満	2,740円	274円
	以降30分増す毎に69単位を加算	+690円	+69円
重度訪問 介 護	1時間未満	1,850円	185円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上2時間未満	3,670円	367円
	2時間以上2時間30分未満	4,580円	458円
	2時間30分以上3時間未満	5,500円	550円
	3時間以上3時間30分未満	6,400円	640円
	3時間30分以上4時間未満	7,320円	732円
行動援護	30分未満	2,580円	258円
	30分以上1時間未満	4,070円	407円
	1時間以上1時間30分未満	5,920円	592円
	1時間30分以上2時間未満	7,410円	741円
	2時間以上2時間30分未満	8,910円	891円
	2時間30分以上3時間未満	10,400円	1,040円
	3時間以上3時間30分未満	11,910円	1,191円
	3時間30分以上4時間未満	13,400円	1,340円
	4時間以上4時間30分未満	14,910円	1,491円
	4時間30分以上5時間未満	16,410円	1,641円
	5時間以上5時間30分未満	17,910円	1,791円
	5時間30分以上6時間未満	19,400円	1,940円
	6時間以上6時間30分未満	20,910円	2,091円
6時間30分以上7時間未満	22,400円	2,240円	
特別地域加算	所定単位数の15%を加算		
初回加算	2,000円	200円	
緊急時対応加算	1,000円	100円	

※ 詳しい内容につきましては事業所までお問い合わせください。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、往復キロ数に 37 円を乗じた金額をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料金及び費用は、サービス利用月の翌月の 10 日までにお支払いしていただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加

※ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

※ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の 3%

※ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 医療行為 |
| ② ご契約者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受 |
| ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供 |
| ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙 |
| ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 |
| ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中様態の変化があった場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、主治医または関係医師に連絡し、救急車等必要な処置を行います。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

8. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、地域包括支援センター等に連絡を行ないます。

また事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐ為の対策を講じます。

なお当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。（当事業所は日本興亜損害保険（株）と損害賠償保険契約を結んでおります。）

9.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者	事務局長 小野淳子
-------------	-----------

(2)苦情解決体制を整備します。

(3)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4)サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◎ 苦情受付窓口(担当者)

管理者 門脇隆司

◎ 受付時間

毎週月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

(2) 行政機関その他苦情受付機関

津別町社会福祉協議会	所在地 網走郡津別町字幸町 27 番地 電話番号 0152-76-1161 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
津別町保健福祉課福祉係	所在地 網走郡津別町字幸町 41 番地 電話番号 0152-76-2151 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

11. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無

有

・

無

令和 年 月 日

指定障害福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人津別町社会福祉協議会
指定障害福祉サービス事業所

説明者職氏名
サービス提供責任者 ㊟

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定障害福祉サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 津別町字
氏名 ㊟

代理人 住所
氏名 ㊟